

# 個人情報保護法3年ごとに見直し 現状の問題点

情報法制研究所  
高木浩光

## 最初に強調したい点

- 20年前の立法時の混乱を忘れたのか
  - マスコミは揃って「世紀の悪法」と非難した
  - 旧法案は廃案となって新法案が成立した、どこが変更点か
  - 個人情報ではなく個人データ保護に変更されている
    - 旧法案の「基本原則」（個人情報を対象）を削除した
    - 4章の義務は個人情報データベース等（を事業の用に供する者）が対象
    - しかし、不完全な修正だった → 誤解が燻る原因に
- これまでの改正では辛うじて維持
  - 平成27年改正時
  - 令和2年改正時
  - 令和3年改正時
- それが今回、再び危機に瀕している

- 第289回個人情報保護委員会（6月12日）で述べた意見
  - 意見書 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240612\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240612_shiryuu-1-2.pdf)
- 主要意見
  - 目的内の提供
  - 統計量への集計
  - 要配慮個人情報の取得
  - 個人データへの統一
- 背景となる理論的根拠
  - 個人情報保護法の法目的
  - 特別カテゴリーの意義



## 1. 主要意見

我が国の個人情報保護法（日本法）は、1980年のOECDガイドラインの8原則に準拠する形で規律が構成されているとされる<sup>1</sup>ものの、実際には、その8原則の肝心の趣旨（後述）を踏まえておらず、準拠というには不足する規制がある一方で、8原則が求めている過剰な規制が含まれていることから、そのことが、昨今の経済界の改善要望<sup>2</sup>につながっているものと思われる。

平成27年改正で附則に3年ごと見直しが規定されたのは、こうした規律の凹凸の存在が認識されたからこそであり、今回の見直しもその観点で取り組むべきものと考える。そのような観点で見直す余地のある「過剰な規制」と「不足する規制」には、以下のものがある。

### 1.1. 目的内の提供

## 1.1. 目的内の提供

第1に、個人データの第三者提供の規律が、民間部門においては、目的外での提供だけでなく目的内での提供をも本人同意を原則とする規制となっているが、OECD 8原則は、目的外の利用・提供を問題にしているにすぎない。EU法においても、GDPRでは、その前身である1995年のデータ保護指令（DPD）の時点から、問題としているのは基本的には目的外の利用・提供であって、目的内の提供については、適法性根拠の「契約の履行」「正当な利益」に該当する場合には、例外としてではなく、本人同意によることなく許される規律となっている。日本法も、公的部門については、昭和63年法<sup>3</sup>の時点から目的外の利用・提供のみを制限しており、現行法もそれを踏襲している。

経済界の要望には、EU法に倣って「契約の履行」「正当な利益」に基づく第三者提供を可能にするべきとの意見が含まれており、これらは目的内の提供に相当するものである。しかし、その要望を取り入れるには、いくつかの点で現行法の構造が障害となる。

EU法において「正当な利益」を適法性根拠とする際にはbalancing testが要求されるように、「正当な利益」の規律を導入するためには、そのような個人データ処理が「正当な」ものと言えるかの何らかの判断基準が必要なのであって、そのような判断基準として参照されるべき「基本原則」（GDPRでは5条）の存在が大前提である。しかし、日本法はそのような前提に不可欠な「基本原則」を欠いていることから、現行法の構造のままでは経済界の要望を実現することはできない。

大前提となる「基本原則」のうち重要なのは、OECD 8原則の第2原則に含まれる「関連性の原則」と「正確性の原則」である。OECDガイドラインはEU法と同様に「データ保護（data protection）」を実現するものであり<sup>4</sup>、データ保護が保護する核心的利益は、個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保（後述）の利益である<sup>5</sup>。「正確性の原則」は、個人に対する評価・決定が正確に行われることを要求するものであり、この正確性には、データの内容自体が正確であることだけでなく、評価・決定に用いるロジック（アルゴリズム）が正確な結果をもたらすという意味で適切であることを含む。「関連性の原則」は、個人に対する評価・決定が公平（非差別）なものとなることを要求するものである（後述）。

しかし、日本法は、昭和63年法以来、この意味での「関連性の原則」と「正確性の原則」を全く取り入れてこなかった。関連性の原則は完全に見落とされており、必要性の概念と混同されてきた<sup>6</sup>。正確性の原則については、データに誤りが無いという意味での正確性でしかなく<sup>7</sup>、評価・決定に用いるロジックの正確性の観点を欠いてきた。このことは、日本法が、その法目的の理解において、「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保」の理解が希薄であった（後述）ことによる。

OECDガイドラインもEU法もそのことが法目的の核心的利益である<sup>8</sup>ことからすると、日本法に「正当な利益」に基づく第三者提供規制の緩和を導入するためには、まず、このような法目的の理解から立て直すことが不可欠である。

また、第三者提供時の利用目的拘束の仕組みが欠如していることも、経済界の要望を取り入れるには障害となっている。現行法の民間部門の規定では、個人データを第三者に提供すると、提供を受けた第三者は新たに独自の利用目的を自由に設定できる。したがって、提供元における提供の目的が正当であっても、提供先において同じ目的で利用される保証がなく、提供元にも責任がない<sup>9</sup>。このことが、第三者提供時に本人同意を要することとせざるを得ない原因となっており、「契約の履行」「正当な利益」に基づく本人同意なき第三者提供を可能とするためには、この構造を改め、提供先においても同じ利用目的で利用されることが保証される「第三者提供時の利用目的拘束」を何らかの形で規定することが不可欠である<sup>10</sup>。

さらに、有効な利用目的拘束を実現するためには、利用目的を十分に細かい粒度で特定させる必要がある。特に、「個人データ処理による個人に対する評価・決定」を行うか否か、行う場合には、どのような「評価・決定」を行うのか、事業者が行う評価・決定の処理ごとに、当該評価・決定に対する利用するデータ項目のその決定目的との関連性の有無を判断できる程度に細かい粒度で利用目的を特定させる必要がある。

現行法には、「評価・決定」の概念が存在しない<sup>11</sup>ため、そのような特定を義務付けることができていない<sup>12</sup>。したがって、まず「評価・決定」の概念を明文で導入し、利用目的を特定する義務をこの概念を用いて規定することが不可欠である。経済界がこれらを忌避する限りは、その要望を実現することはできない。

## 1.2. 統計量への集計

第2に、民間部門において、個人データを統計量に集計する利用に対して、第三者提供の制限が過剰な規制となっている。公的部門では「専ら統計の作成……のために保有個人情報を提供するとき」には目的外の利用・提供が許されることが規定されているが、民間部門にはこれに相当する規定がなく、ガイドラインQ&Aで「統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。」(Q2-5)とされているだけである。OECDガイドラインにはこの点について明確な記載がないが、EU法は、適切なセーフガードの下での統計量への集計は目的外利用とみなさないとする規定(5条1項(b))を置いている。

現行法でも、事業者内部での統計量への集計は、Q2-5により認められているものと解されるし、令和2年改正で導入された仮名加工情報の制度はそれを促進する意義がある<sup>13</sup>し、統計量への集計を外部に委託して処理させることもできる。しかし、問題となるのは、複数の事業者が保有している個人データを突合して統計量に集計する処理である。

突合のために複数の事業者から個人データを一箇所に集めるには、個人データの提供が不可避であり、委託によって個人データを提供する方法で実現しようとしても、委託先において異なる受託案件のデータを突合することは委託を逸脱することになる(Q7-43)ので、違法な第三者提供となって、実施できない。

経済界の要望には、統計利用の促進が含まれており、このような複数の事業者が保有する個人データの突合を可能にする制度改善が求められているものと思われる。

この要望を実現するためには、委託の概念を変更するのではなく、前記の目的内の提供の場合と同じく、「第三者提供時の利用目的拘束」の仕組みが必要である。委託は利用目的拘束の最も単純な形態の一つであるところ、委託に並ぶ他の形態が求められているということになる。その形態には様々な設計が考えられるが、少なくとも、利用目的拘束を実効性あるものとするために、データの転々流通を防止する規律が必要である<sup>14</sup>。

また、経済界の要望には、秘密計算技術などのPETsの利用を認めよとする意見が見られるが、PETsを導入したからといって第三者提供が許されてよいということになるわけではない。秘密計算や連合学習の技術を用いて、元の個人データを他の事業者に秘匿したまま計算を行う場合であっても、その目的が、例えば「見込み客を選び出す」ことにあるのであれば、それは「データに基づく個人に対する評価・決定」にほかならず、決定の目的に対して関連性のないデータを用いたデータマッチングが行われるならば、そのような処理はデータ保護原則に反する。

秘密計算を用いたデータマッチングがデータ保護原則の観点で問題とならない用途は、一つには、統計量に集計する前段階として複数の事業者が保有する個人データを突合する場合である。秘密計算をPETsとして有効に利用するには、そのような用途に限って用いられることを保証する何らかの法的統制が必要である。

これに関連する論点として、「暗号化しても個人データに該当するのか」との議論がある（秘密計算も暗号の一種である）が、ガイドライン通則編2-1が「暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない」としているように、復号が予定されている場合に限って個人データに該当するといった解釈は採用できない。その理由の一つは、秘密計算を用いて処理する場合であっても、通常、その出力は、暗号化前の元データに復号するものではないが、前記の「見込み客を選び出す」例のように、出力を個人に対する評価・決定に使用するものとなっている場合（この場合、出力は個人データである）には、そのような処理の全体を「個人データ処理」に該当するものとして扱う必要があるからである。

したがって、秘密計算の出力が統計量に集計されたものとなることが保証されている場合に限って、秘密計算への入力も個人データに該当しないものとして解釈することとする解決方法も考えられるが、個人データに該当しないものとした途端に法的統制が及ばなくなることからすれば、むしろ、個人データに該当するものとした上で、そのような第三者提供を可能とする規律に変更する解決方法の方が望ましい。

このことは、結局のところ、前記の「複数の事業者が保有する個人データの突合を可能にする制度改善」が実現されていれば、秘密計算を用いた同じ目的の処理も許されることを意味する。

このように、PETsを導入することで規制を迂回できるのではなく、合法的な処理においてPETsを利用できるということであり、その際のPETsの意義は安全管理措置上の安全性強化にある。日本法における真の課題は、PETsが利用できないことではなく、個人データを統計量に集計する利用に対して第三者提供の制限が過剰な規制となっているところにある。

### 1.3. 要配慮個人情報の取得

第3は、民間部門における要配慮個人情報の取得に対する過剰な規制である。近年問題となっているのは、大規模言語モデルを用いた生成AIに、モデルの学習入力として、Webサイトをクロールしたデータなどの公開情報を用いることが、要配慮個人情報の取得制限に違反し得るとして、個人情報保護委員会が生成AIのサービス運営者に対して注意喚起を行った<sup>15</sup>件である。

この注意喚起は、要配慮個人情報の取得について、「① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。③ 上記①及び②の措置を講じてもおお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。」などの事項を挙げ、遵守するよう求めた。

仮にこのような収集が本人同意のない「要配慮個人情報の取得」として違法であるなら、「できる限り即時に」「できる限り減少」させよとか、「発覚」したら「できる限り即時に」削除せよというのは、法を「遵守」することにはならないのであるから、奇妙な話である。今回の3年ごと見直しで既に高橋意見<sup>16</sup>が指摘しているように、Webサイトをクロールしたデータから「個人情報の完全な排除は技術的に困難」であり、現実的に実施が不可能な措置を求めるとはいかないというのは理解できる。

その点、EUでは、EDPBの「ChatGPT Taskforce」の作業報告書<sup>17</sup>が、「これらの要求事項の不遵守を正当化するために技術的不可能性を主張することはできない。」（7段落）と指摘している。これは誠にもっともな指摘であり、考慮すべきなのは、実施可能か不可能かではなく、データ保護原則に適合しているか否かである。

そもそも、平成27年改正で新設された要配慮個人情報の取得制限の規定は、当初からその解釈に疑義があった。我々は、平成27年改正時の個人情報保護法ガイドライン（案）へのパブリックコメント手続に対して、「要配慮個人情報の取得制限は、個人データとして取得する場合に限り適用されるものと理解してよいか」<sup>18</sup>との意見を提出している。これは、ガイドライン通則編が「法第20条第2項に違反している事例」として、「本人の同意を得ることなく、法第20条第2項第7号及び規則第6条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。」を掲げていることについて確認を求めたものである。

もちろん、「違反している事例」がこれ一つしか書かれていないことが、直ちに、それ以外の場合が違反しないものであることを意味するわけではないが、この意見で指摘したいのは、個人情報データベース等に登録することを予定していない個人情報の取得についてまでも、本当に個人情報取扱事業者の義務に係るのかという疑義（後述）である。この疑問の余地は、要配慮個人情報の規定において特に顕著であり、以下に示すように、立法時の概念の混乱ぶりが施行令9条に表れている。

施行令9条は、法第20条2項の要配慮個人情報取得制限の例外規定のバスケットクローズである同項8号から委任された規定であり、その1号に、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」が規定されている。ガイドライン通則編3-3-2は、この規定について、「本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴により、要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が明らかであるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができる。」と説明しているが、なぜこの例外が加えられたのか。

要配慮個人情報の取得制限の解釈として、もし、身体障害のある人を目視するだけで当該個人が身体障害のある人であるという要配慮個人情報を取得することになると解するならば、本人同意なく身体障害のある人を目視するだけで要配慮個人情報の取得制限に違反することになるから、本人同意なく人を目視してはならないという不可能を強いることになるので、このような例外を設けて手当てざるを得ない。

しかし、目視しただけでは取得に当たらず、それを記録することによって取得に該当することになると解釈されている様子があり<sup>19</sup>、ガイドライン通則編3-3-2は、この例外に該当する事例として、「身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）」と記載している。そうであれば、本人同意なく記録しないことを求めるのは現実的に可能なことから、なぜこれを例外として手当てする必要があるのか疑問である。

むしろ、来店者が身体障害のある人である事実を記録する行為は、その記録を元に来店者に対する差別的取扱いがなされる危険性があるからこそ、この法に基づく規制が必要なのであって、この例外を設けたことは本末転倒である。我々は平成27年改正時の施行令（案）へのパブリックコメントで、「目視による取得は要配慮個人情報の取得制限から除外するべきではない」とする意見<sup>20</sup>を提出し、続くガイドライン（案）のパブリックコメントで、「店員が目視により認識した「身体障害者である」との事実を、差別的に対応するために記録し、その後の対応を差別的なものとする行為は、この法により制限されたい」ということか。そうだとすれば、何のための要配慮個人情報の規定なのか。」と疑問視する意見<sup>21</sup>を提出している。

この意見の趣旨は、顔や歩容などから個人を識別することなく単に録画するだけであれば、個人データの取得には当たらず、散在情報としての要配慮個人情報の取得にすぎないところ、「映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案する」必要があるのは、そのような識別を行わない場合に限られるはずであって、事業者の目的が、映像から自動的に個人を識別し、身体障害のある人として処理することにあるのであれば、そのような場合にこそ要配慮個人情報の規律に服するものとするべきであり、これを例外として除いたのは本末転倒である旨を指摘したものである。

そもそも、当時の個人情報保護委員会が、この例外を設けることの正当性を、「外形から明らかであるため、本人にとっても社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることは想定していると考えられる。」（前掲注23）としていたことからして適当でない。

個人情報保護法は、公開情報であっても個人情報に該当するものとして規律の対象としており、その趣旨は、データ保護が保護する核心的利益が、個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保（後述）の利益にあることからすれば、公開情報から作成した個人データであっても、評価・決定に使用されれば、その適切性に重大な影響を及ぼし得るからである。

当時の個人情報保護委員会が、「外形から明らかであるため、本人にとっても……」との理由で除外して差し支えないと考えたのは、この法の目的を、他人に知られたくない秘密の保護（古典的な意味でのプライバシーの保護）にあると想定したものであろう。しかし、そのような秘密の保護も確かにデータ保護が保護する利益の一つではあるが、それは一部にすぎないのであって、むしろ、核心的利益の保護のためには、公開情報に対してこそデータ化に対する規制が必要である。

以上の考えから、要配慮個人情報の取得制限は「個人データとして取得する場合」に適用されるものと解するべきであるというのが、前掲注18の意見であった。

この考え方を、本節冒頭で述べた、今日問題となっている、大規模言語モデル（LLM）の学習入力にWebサイトをクロールしたデータなどの公開情報を用いる事案を当てはめると、そのような学習入力は「個人データとして取得する場合」に当たらないと解することができ、要配慮個人情報の取得制限に抵触しないと解すべきである。

## そもそもおかしい要配慮

### ● 20条2項 要配慮個人情報の取得を制限

#### ● 7号例外 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合 → 施行令9条（改正法成立後に規定）

- 1号 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

#### ● なぜこれを例外にしたのか？

- 撮影に映り込み録画してしまうのを避けられないから？ → まだわかる
- 目視することにより取得する場合はなぜ？
  - 記録しないものは「取得」に該当しないとされているので、目視しても記録を避けることは可能なはずなのに？

#### ● ガイドライン通則編3-3-2での例示

- 身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）

#### ● むしろそのような場合こそ制限するべきなのに本末転倒

# そもそもおかしい要配慮

## ● 政令立案時の資料曰く

- 「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの。外形から明らかであるため、本人にとっても社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることは想定していると考えられる。」

- この時点では、写り込みだけを想定していた様子

## ● 本来あるべきは

### ● 顔や歩容などから個人を識別する場合を問題にすべき

- 映像から自動的に個人を識別し、身体障害のある人として処理することにあるのであれば、そのような場合にこそ要配慮個人情報の規律に服するものとするべきであり、これを例外として除いたのは本末転倒

### ● 単に録画するだけは、個人データの取得には当たらず

- 「事業者の負担を勘案する」必要があるのは、そのような識別を行わない場合に限られるはず。

以上の考えから、要配慮個人情報の取得制限は「個人データとして取得する場合」に適用されるものと解するべきであるというのが、前掲注18の意見であった。

この考え方を、本節冒頭で述べた、今日問題となっている、大規模言語モデル（LLM）の学習入りにWebサイトをクローリングしたデータなどの公開情報を用いる事案を当てはめると、そのような学習入力は「個人データとして取得する場合」に当たらないと解することができ、要配慮個人情報の取得制限に抵触しないと言うべきである。

このことは、前掲注16の高橋意見でも、「一般的なニューラルネットワーク（含む、LLM）の場合」「個人情報を扱うとはみなせないのではないか」（9頁の表4行目）と指摘されている<sup>25</sup>点だが、同旨のものと思われる。

<sup>25</sup> いわゆる「クラウド例外」（Q7-53）に示されている、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」の概念が、ここでいう「個人情報を扱う」と同様のものといえる。

LLMには、入力された文章がそのまま記録されるわけではなく、入力された文章は、単語や文章の意味が高次元のベクトル空間に分解されて埋め込まれ、ベクトル空間全体に拡散して記憶される。そうして作成された学習済みモデルに対して、利用の段階で、プロンプトを与えて生成される文章が、誰かの個人情報として生成されることは起き得るけれども、それは利用者が生成させた文章であって、どんな文章でも生成させる余地があることからすれば、利用者の責任と言える。

このことは、著作権法の観点で生成AIへの学習入力の問題とされないことと類似している。著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）は、「情報解析の用に供する場合」などを例示しながら、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」には（非享受目的）、「その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」とする。生成AIを利用することによって、何らかの著作物の著作権を侵害する生成物（類似性と依拠性によって判断される）が生成される可能性があるが、それは、そのような生成を指示した利用者が行ったこと<sup>26</sup>なのであって、学習の入力にそのような著作物が含まれていたからではない。この著作権法における「非享受目的」の考え方は、個人情報保護法における「個人データとして処理しない」と類似しており、学習入力に著作物を使用することが直ちに著作権侵害にならないのと同様に、学習入力に個人情報を使用することが直ちに個人の権利利益を害することになるわけではない。

むしろ、大規模言語モデルに対してデータ保護の観点で問題とすべきは、それを用いて個人データを出力させる場合である。例えば、「データ保護分野で有能な弁護士トップ10を出力して」というプロンプトに対して、実在の弁護士がリストアップされたとしたら、その正確性が問われることになるし、どんなデータを基に判断したのかその関連性が問われる。より問題の大きい例は、「懲戒処分を受けた弁護士を悪い順に10人リストアップして」といったプロンプトに対する出力であろう。個人情報保護委員会は、このような出力を抑止しない生成AIを問題視するべきである。

こうした論点は、Webの検索サイト（検索エンジン）に対する個人情報保護法上の規制のあり方も共通している。Webサイトをクロールして公開情報を入力とする点は、LLMも検索エンジンも同じである。検索エンジンのクローラーも要配慮個人情報を構成する文字列を収集しているが、個人情報保護委員会は、これまで検索エンジンを問題視したことがなかった。それなのに、なぜ、LLMに対しては問題視することができるのか。そこに理論的整合性があるようには見えない。

また、このことは、EU法における、欧州司法裁判所のいわゆる「忘れられる権利」を認めた2014年決定<sup>28</sup>が、検索エンジンの出力を問題視して入力を問題視しなかったこととも共通する。

日本法は、検索エンジンの出力について「忘れられる権利」を認めておらず、検索エンジンは個人情報データベース等に該当しないとの解釈<sup>29</sup>がとられている。もし、日本法において、検索エンジンにおいて氏名の入力によって検索される結果について、EU法と同様の規律を必要とするのであれば、そのような処理の要求に応じて臨時的仮想的な個人情報ファイル（個人情報データベース等）概念が観念されるものとする解釈<sup>30</sup>で対処するか、さもなくば、EU法と同様に「processing of personal data」の概念<sup>31</sup>を導入する必要がある。LLMの出力に対して前記の規律を求める場合にも、同様の対処が必要となる。



なお、要配慮個人情報について、他の一般個人情報と区別して特別に規制することの必要性が何に依拠するのか、そもそも、OECDガイドラインはそれを求めていること（後述）に留意すべきである。

## 特別カテゴリを設けない理由

- OECDガイドラインは要配慮カテゴリを設けていない
  - その理由は？
    - 決めようがないから（OECDガイドラインの解説にもある）
      - 「差別の危険性というような各種のセンシティブな基準について議論……」
    - 何を他人に知られたくないかは人によって異なるから一律に決められないなどと日本の識者らは書いてきたが、そういう意味ではない
  - OECDの専門家部会の議事概要から読み取れる真実は、
    - フランスがsensitiveカテゴリの設置を繰り返し主張
    - ドイツ他が繰り返しそれに反対
      - どんな情報も評価・決定に用いることができるところに差別の危険が生じるのであるから、すべての種類のデータを対象にするべきで、区別してはいけないとする旨の指摘（後のドイツ1983年国勢調査判決）
      - 米国代表「保護の必要性を生じさせるのは情報の性質ではなく、その目的と使用である」
  - データ保護指令で入ったが元々の提案にはなかった

#### 1.4. 個人データへの統一

第4は、個人情報データベース等を構成することを予定していない個人情報（散在情報）に対する過剰な規制である。要配慮個人情報の取得制限については、前節で述べたとおり、法目的の観点から、個人データとして取得する場合に限り適用されるものとし、適用から除く例外を削減すべき（法20条2項7号、施行令9条1号を廃止）であるが、要配慮個人情報に限らず、一般個人情報についても、21条の利用目的の通知、20条1項の適正取得、19条の不適正利用禁止、18条の目的外利用禁止、17条の利用目的特定の各義務が、個人情報データベース等を構成することを予定していない個人情報に対してまで課されることは過剰規制である。

例えば<sup>32</sup>、ある会社が、重役会議の議題として、「ライバル会社のX社長が末期ガンが見つかり死期が近づいているらしい」との情報を得て、自社の経営方針を検討するときはどうか。「X社長は末期ガンである」という情報は個人情報であり、重役会議でこれを用いることは当該事業者による個人情報の取扱いということになる。この情報は、自社の個人情報データベース等から抽出したのではなく、ライバル会社に送り込んでいる協力者から聞いたもので、個人データに当たらない散在情報の個人情報である。このとき、その情報の利用目的を特定し、X氏に通知するか公表しなければ、17条、21条に違反ということになるのか。協力者が身分を隠して聞き出しているから20条1項にも違反するのか。

これに類する状況は、ビジネスマンの業務において大なり小なり日常的に存在するだろう。実際には誰もそのような場合に個人情報の利用目的を特定してなどいない。そんな理不尽な法的義務があるはずもないという直感から、個人情報とは氏名・生年月日・性別・住所のことだろう、それらを伏せてさえおけば問題ないのだろうといった誤った法理解を生み出してきた。そのことが、真に必要な個人データの利用目的の特定義務をおろそかにさせてきた。

そもそも、個人情報保護法の民間部門の規定は、個人情報データベース等を対象としたものであって、このような人の噂話を規制するものではない。そのことは、平成15年法の立案担当者らによる逐条解説書には説明がある<sup>33</sup>ものの、ガイドライン通則編には記載がなく、初期の担当者が前提としていたはずの理解が、その事情を知らない外部の有識者によって執筆された解説書が氾濫した結果、担当者も交代を繰り返すうちに、そうした解説書の影響を受けて、本来の理解が次第に忘れられてきているように見受けられる。このことは前回の3年ごと見直しでも指摘した<sup>34</sup>が、改善されていないように見受けられる。

今回の3年ごと見直しでも、個人情報保護委員会事務局が用意した検討資料には、このことが忘れられていると思われる記載が多数ある。例えば、3月6日の資料<sup>35</sup>には、「事務局調べ」として様々な裁判例が掲載されているが、その多くが、個人データでない個人情報の事例になっている<sup>36</sup>。典型例の一つ挙げれば、「不適正取得・不適正利用に係る規律の在り方⑤」（22頁）に記載されている「個人情報の取扱いの適正性に関連する主な裁判例②」の表に示された東京地判令和2年1月20日の事例<sup>37</sup>は、個人データの話ではない<sup>38</sup>。

<sup>33</sup> 前掲注29、58頁に、「他方、例えば、他人のうわさ話をする行為、上司に同僚の告げ口をする行為等も、外形的には他人の個人情報を第三者に提供する行為といえ、中にはこれにより精神的苦痛を被り、名誉を毀損される等個人の権利利益が侵害される場合もあり得る。しかし、これらの行為は、従来から個人のモラルに委ねられてきたところであり、その予防は社会全体の利益擁護の観点からの規範である法律で規制すべき問題ではない。本法は、あくまで、高度情報通信社会が進展している現状において、個人情報のコンピュータ処理等に伴う個人の権利利益侵害の危険性、本人の不安等の社会問題に対応しようとするものである。個人情報の取扱いに伴って、現実にはだれかの人権侵害等が発生した場合においては、民事事件における損害賠償の問題として、あるいは犯罪行為（名誉毀損等）を構成する場合は刑事事件の問題として、処理されるべきことはいうまでもない。」との記載がある。



# 不適正取得・不適正利用に係る規

## 4. 個人情報の取扱いの適正性に関連する主な裁判例②

判決日付等	東京地判令和2年1月29日 判例時報2503号33頁
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宝石等の装飾品、バッグ、衣類（呉服、婦人服等）、健康食品、家具、寝具等の販売を主な業とする株式会社（=Y）が、高額な取引をするのに必要な判断能力が相当程度低下していた高齢男性（=X）に対して、Xの判断能力が相当程度低下している事実を認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず、また、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたにもかかわらず、宝飾品、時計、眼鏡、衣類等を販売し続けた。</li></ul>
判旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Yは、「Xの判断能力が相当程度低下している事実を認識し、又は容易に認識し得たと認められる…時点では…社会通念に照らし、信義則上、Xとの本件取引を一旦中断すべき注意義務を負っていた」ため、その後も「YがXとの取引を中断せず…取引を継続したことは、社会通念上許容されない態様で買主であるXの利益を侵害したもものとして、不法行為法上違法と評価されるべきものと解するのが相当である。」</li><li>・ 裁判所は、上記時点以後の取引によるXの支払済みの売買代金額合計を、Yの不法行為と相当因果関係のあるXの損害であると認めた。</li></ul>

前掲注33に引用したように、このような事例は個人情報保護法の立法趣旨の外にあるものである。あらゆる取引には必然的に相手方の氏名を伴うが、そのことをもって個人情報保護法に絡め、あらゆる不法行為を個人情報保護法上の「不適正利用」に当てはめて規律しようとするのは、法の趣旨の逸脱である。個人情報保護法を気に入らない者を懲らしめる道具と化してはならない。個人情報保護法上の不適正利用の「不適正」は、データ処理それ自体の不適正性に着目して判断されるべきものであって、そのような不適正性の判断基準は、前記1.1節で述べたデータ保護の基本原則に反するか否かの観点を基準とするべき<sup>39</sup>である。

「個人関連情報」についての検討でも同様である。今回の検討では、「個人関連情報の適正な取扱いに係る規律の在り方」として、「現行法において、特定の個人を識別しないことを前提とする個人関連情報の取扱いに係る規律は設けられていない。」として、その新設を検討するような記載ぶりになっているところ、そこに提示されている「個人関連情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害に関連する主な裁判例」（27頁）2つ（東京高判令和4年9月15日、東京高判令和4年12月21日）は、いずれも個人データ<sup>40</sup>の話ではない。

前者は自治体の情報公開条例に基づく体罰事故報告書の不開示決定の事案、後者はSNSへの電話番号の投稿がプライバシー権の侵害とされた事案であり、事務局資料は、これらで問題とされた情報が、氏名を伴わない個人に関する情報といえることから、法の「個人関連情報」に該当すると考えたようであるが、これは令和2年改正の立法趣旨を逸脱するものである。

令和2年改正で新設された「個人関連情報」の規律は、用語の定義（2条7項）だけ見ればそのような情報が該当するかのようであるが、この用語は初出の31条1項で「個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）」と限定されており、個人関連情報の制度の全体が個人関連情報データベース等を構成するものに限る趣旨となっている。これは令和2年改正時の立案担当者にとっては当然の前提とされていたはずであるが、今回の3年ごと見直しの担当者はその前提を忘れていないように見受けられる。

# 懸念する昨今の論調

- 四谷大塚事案
  - データではあるが、悪質なのはそこではない
- 巨人選手事案
  - 漏洩時はデータだが、悪用時はデータの問題ではない
- 強盗事件の闇名簿
  - データではあるが……
- KADOKAWA事案
  - データもあるが、データでないものも、問題はそこ？

このような用語の規定ぶりは、平成27年改正で新設された匿名加工情報の規律の規定ぶり（43条）を踏襲したもので、令和2年改正の仮名加工情報の規定ぶり（41条）も同じである。このように、匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報のいずれも、その義務規定の全域において、それぞれ、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報、個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報に限定されている。一般化して記述すれば、「X情報（X情報データベース等を構成するものに限る。）」との規定ぶりである。

すなわち、「X情報」という言葉が使われているが、実際にはX情報ではなく、「Xデータ」とでも呼ぶべき概念が用いられているのである。そうであれば、2条の用語定義において「X情報」を定義せず、「Xデータ」を直接定義すれば誤解を招かなかったとも考えられるところ、実際、平成27年改正時には、当初案では「匿名加工データ」の語が用いられていた。それが法制局予備審査の過程で、紆余曲折があり、現在の規定ぶりに直された経緯<sup>41</sup>がある。

このような用語の煩雑な定義が招く誤解の問題は、経済界からも不評のようで、用語を統一せよとの意見が出ている。「X情報」でも「Xデータ」でも、条文どおりに解釈すれば、規定された内容に違いがないことがわかるが、誤解されにくい規定ぶりへの改善（「Xデータ」への統一）の余地はあるだろう。実際、前記のように、事務局資料の作成者も誤解したわけであるから、瑣末な話ではない。

このように理解すると、「個人情報」及び「個人データ」についても共通する構造があることがわかる。個人データとは「個人情報データベース等を構成する個人情報」のこと（16条3項）である。しかし、匿名加工……、仮名加工……、個人関連……とは異なって、個人……については、義務規定の全域において「X情報データベース等を構成するものに限る」とされているわけではなく、17条乃至21条（とその他一部）に限って「個人情報」が対象とされている。

この違いについて、外部の有識者によって執筆された解説書では、積極的な区別を意図して規定されたものと解説するもの<sup>42</sup>があるが、立案担当者らによる逐条解説書（前掲注29）では、そのようには説明されておらず、単に、取得段階ではまだ個人データの状態にないから個人情報としか言いようがないという法技術的な都合にすぎない理由によるものと説明<sup>43</sup>されている<sup>44</sup>。そうであれば、この際、経済界の要望を受け入れて、義務の対象を「個人データ」に統一してはどうか。

4月24日の業界団体へのヒアリングの際に、浅井祐二委員から<sup>45</sup>、「個人情報保護法は、安全管理措置や第三者提供など規律の対象がデータベースを構成する個人情報、つまり「個人データ」に限定されており、事業者への負担を考慮して整備された経緯があると理解している。「複数の定義が乱立」との御指摘に従い、統合や整理をする方向性は、かえって規律の範囲を広げることにもつながるのではないか。」との発言があったようであるが、個人情報保護法が規制の対象を個人データに限るのは、「事業者への負担を考慮して」というよりも、1.1節で述べたように、データ保護が保護する核心的利益が、個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保（後述）の利益にあるからで、個人データを構成しない個人情報（散在情報）については、そのような保護すべき利益を欠くからである<sup>46</sup>。

<sup>46</sup> 「事業者への負担を考慮して」という面もあるかもしれないが、あるとすれば、それは「安全管理措置や第三者提供など」に限らず、利用目的の特定、目的外利用の禁止も含めた、義務規定の全域において考慮すべきことである。

(1) 「個人データ」

個人情報全般ではなく、「個人データ」を対象を限定しているのは、個人データの安全管理が不十分な場合、漏えいし、他の個人データと容易に結合されること等により、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいこと（ただし、個人データであっても、個人の権利利益を侵害するおそれが小さい場合については、過大な負担を事業者に課さないように基本方針の変更がなされた〔本書64頁参照〕）、個人情報全般に一律に具体的な安全確保義務を課した場合、個人情報取扱事業者に過大な負担を負わせるおそれがあることによる。しかし、個人データではない個人情報についても、個人情報の記載された書類の保存期間を定め、当該期間経過後または経過前であっても利用目的達成後は遅滞なく廃棄することを原則とし、廃棄する際に焼却またはシュレッダーを用いるなど、安全管理について可能な限り配慮すべきことは当然である。

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第4版』98頁

(2) 「個人情報を取り扱うに当たっては」(1項)

「個人データ」ではなく、「個人情報」全体について、利用目的の特定義務が及ぶ。本条1項にいう個人情報の取扱いは、取得段階も含んでおり、この段階においては、当該個人情報が個人情報データベース等に記録されるか否か定かでないので、個人情報全般を規制する必要があるからである。

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第4版』78頁

## 2 「個人データ」

本法第4章は、基本的に個人情報取扱事業者が事業の用に供する個人情報データベース等を対象としていることから、取得段階の規律は「個人情報」を対象としているが、その後の段階における個人情報の取扱いを規律する場合は「個人データ」が対象となる。

園部逸夫・藤原静雄編 個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説 第二次改訂版』161頁

なお、取り扱う対象を「個人情報」とし「個人データ」としていないのは、いずれ個人情報データベースに記録され「個人データ」となるものであっても、取得段階では「個人情報」の状態であることによる。本条の規定は、個人情報の取得段階を含む個人情報の取扱い全般を規律するものであることから、「個人データ」(第2条第6項)ではなく「個人情報」(第2条第1項)を規律の対象としている。

園部逸夫・藤原静雄編 個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説 第二次改訂版』139頁

しかし、義務の対象を「個人データ」に限定すると問題となるのは、個人情報データベース等を構成することを予定しているが未だ構成していない段階の個人情報が義務の対象から外れてしまうことである。EU法では、「This Regulation applies to the processing of … personal data which form part of a filing system or are intended to form part of a filing system」（GDPR 2条1項）の「or are intended to」のように、個人情報データベース等を構成することを予定しているものを明文で含めている。

日本法では、従前、個人データを対象としている安全管理措置義務等において、そのような「個人情報データベース等を構成することを予定しているものの未だ個人データでない状態の個人情報」が義務の対象とならないとする運用を続けてきており、課題の一つであったが、今年のガイドライン通則編の改正により、「個人情報（個人データとして取り扱われることが予定されているものに限る。）」まで義務の対象が一部の規定で拡大された。

これは、元々そのような趣旨で平成15年法が立案されたものの、拙速な立法で十分に規定しきれていなかった不備を、解消しようとしているものと考えらるべきであり、このような規定ぶりが可能なのであれば、「個人データ」の定義に「（個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）」を加えて、義務規定の全域において対象を「個人データ」に統一すればよい。

## なぜこの混乱が起きたか

- 令和2年改正前まではまだ誤解されにくかった
  - 「個人情報」対象なのは取得段階
    - とはいえ、目的外利用禁止規定が取得段階と言い難いところはあった
- 令和2年改正で「不適正な利用の禁止」が新設
  - これが「個人情報」対象だった
  - 本来は「個人データ」対象にするべきだった
  - 今の個人情報事務局が「個人情報」対象で考えてしまう原因
- しかし
  - 令和2年改正時、元の案では「個人データ」対象だったのが、内閣法制局の指摘を経て「個人情報」になってしまった
  - しかも、元々やりたかったことと違うものにされてしまった



# 適正な取扱い義務が不適正利用禁止に

- 元々はリクナビ事案への対処だった
  - データ処理（評価・決定）の適正利用を義務化するはずだった
- そこに破産者マップも対象に追加された
  - データ処理の問題ではない
  - 個人データの第三者提供の問題
- 内閣法制局での予備審査の過程で……
  - 元は「保有個人データ」を対象とするはずだった
  - 当初案は30条の2だったのが16条に移動、「利用全般に係る規制」になってしまった

## <新個人情報保護法第30条の2等>

- 不適正な利用等の禁止については、利用全般に係る規制であり、第16条（利用目的による制限）の次に第16条の2として規定すべきではないか。また、適正な情報管理に必要な体制整備について、他の法令では、管理責任者の選任等が求められているのではないか。

→ 御指摘を踏まえ、修正。

## 1.5. 小括

以上のとおり、経済界の要望を実現する観点から、目的内提供の制限が過剰であること、統計量への集計に際して第三者提供の制限が過剰であること、要配慮個人情報の取得制限が過剰であることを指摘し、過剰な規制を緩和するためには不可欠となる「不足する規制」の導入方法について提示し、用語の煩雑さの解消方法についても提示した。これらは互いに依存し合っており、どれか一つだけ実現するのでは不整合が生じるので、全体を一度に直す必要がある。

この意見は、前回の3年ごと見直しの際に主張していたことの延長であるが、当時は「ハードルが高い」として実現が容易でないと考えていたのが、令和2年改正と令和3年改正を経て、現在では十分に可能と考えるようになったものである。ただし、これらを一度に直すには大掛かりな改正が必要で、法制執務上の検討を十分に重ねる必要があると思われる。6月現在の検討状況を見るに、今からこれを検討しても、来年の通常国会への提出に間に合う立案は難しいようにも思えることから、この際、法案提出を再来年とし、1年かけて十分な議論をしてはどうか。

## 2.1. 個人情報保護法の法目的

データ保護が保護する核心的利益は、個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益である<sup>48</sup>。

ここでいう「データ処理」は、「データに対して行われる操作の体系的実施」のこと<sup>49</sup>であり、「個人に対する評価・決定」とは、各個人に対して当該個人の個人データを基に何らかの評価をしてその評価に基づく何らかの決定をすることをいう。そして、決定の「適切性確保」とは、個人に対する決定が、その決定の目的に照らして、正確であり（広義の正確性）公平（fairness）なものとなることを要求するものであり、そのために、評価の入力として用いる個人データの構成及び内容が適切であること（データの適切性）と、評価・決定の計算式及び判断基準（決定のロジック）が適切であること（ロジックの適切性）が要求される。データの適切性を確保するためには、データを構成するデータ項目の全てが、決定の目的に対して「関連するもの（relevant）」でなければならない（関連性の原則）、また、各データ項目の内容が、ロジックの適切性確保に必要な範囲で、正確で（狭義の正確性）、完全（complete）で、最新のものでなければならない。

データ保護がこのような「関連性の原則」を必要とする趣旨は、形式的平等が、人を区分する目的と区分に用いる特徴とが「一致」している（特徴が目的に関連性がある）ことを要求すること<sup>50</sup>とパラレルであり、非差別原則の実現にある。個人データ処理は、それが決定利用である場合には、データ対象者らを何らかのアルゴリズムで選別することになるのであり、形式的平等の本質が区別に用いる特徴の区別の目的との関連性にあるとされる<sup>51</sup>のと同様に、個人データ処理による決定の適切性の核心が、決定に用いられるデータ項目の決定の目的との関連性にあるのである。

ここで、「関連性がある（relevant）」という言葉の意味するところが、目的に対して「役に立つ」（fitting、applicable）の意ではないということに注意が必要である。決定の目的に対して用いるデータ項目が、統計的に相関性を有する場合には、目的に対して「役に立つ」データ項目ということになるが、関連性のないデータ項目を用いることは非差別原則に反することになる。

また、「必要性」とも別の概念であることにも注意が必要である。データに基づく個人に対する評価・決定を行おうとしている者にとって、決定の目的に対して統計的に相関性を有するデータ項目は「必要性」のあるものとなるかもしれないが、必要であっても「関連性」のないデータ項目を用いることは原則に反することになる。

### 3. 各論

#### 3.1. 「必要最小限」について

令和6年2月21日付の検討項目に、「目的との関係で必要最小限にとどめるべきではないか」との記載があるが、EU法のデータ最小化原則（data minimisation）は、「Personal data shall be adequate, relevant and limited to what is necessary in relation to the purposes for which they are processed (‘data minimisation’);」（GDPR 5条1項(c)）とあるように、adequate（十分性）、relevant（関連性）も要求しており、必ずしも「最小化」ではないことに留意する必要がある<sup>54</sup>。日本では長年、政府も学説もこの点を見落としてきた経緯があり、法目的を見失って迷走する原因となっている。

#### 3.2. 「処理」と「取扱い」について

令和6年2月21日付の検討項目に、「処理」（GDPR）と「取扱い」（個人情報保護法）など、GDPRと個人情報保護法との間の定義を可能な範囲で調和させるべき」との記載があるが、そのような統一を図るのであれば、前記1.4節で述べたように、規律の対象を「個人データ」に統一した上で、「取扱い」の語を廃止して「処理」の語を用いることが望ましい<sup>55</sup>。

#### 3.4. こどもの個人情報について

令和6年4月10日付の検討資料に、「こどもの個人情報等に係る規律の在り方」が記載されているが、なぜそうする必要があるのであるかを整理する必要がある。ただ単に「海外もそうしているから」という理由で進めてはならない。

特に、米国のCOPPAは、データ保護法制とは別の目的（児童の安全のため）を含んでいるので、同列に捉えるべきでない。児童の安全に係る問題は、個人情報保護法とは別の法制度によって解決すべきことである。

同資料11頁には、「事例B インターネット上で児童の個人情報を公開するに際し留意すべき事項は何か」「事例C 事業者がパンフレットに児童の個人情報を掲載しているが、当該掲載について児童から口頭で同意をとったのみであり、親には何ら連絡もなかった。」という事例が掲載されているが、これらは「個人データ」の話ではなく、個人情報保護法で対処すべき事案ではない。

### ● こどもの個人データに上乗せ規制すべきは

- 同意による適法化、自動決定の拒否など、本人の選択に委ねることで適法化される部分について

### 3.5. 韓国法の動向について

令和6年5月15日付の検討資料に、「本人同意を要しない個人情報の取扱いに関する外国制度等」の表がある（13頁）が、「韓国（個人情報保護法）」の欄を見ると、2020年改正のことが記載されていない<sup>56</sup>。

韓国では、2020年に「データ三法」と呼ばれる個人情報関連三法を一体的に改正し、新産業育成を趣旨とした「仮名情報」の概念を新設し、GDPRと同様に、仮名情報は個人情報に該当するものであるとしながら、統計作成、科学的研究、公益的記録保存等の目的であれば本人同意なしに処理できるとする特例を設けている。これは、まさしくここで検討されるべき事例であり、掲載されていないのは調査不足である。

### 3.6. 曾我部意見について

有識者ヒアリングでの曾我部真裕教授の意見<sup>57</sup>には、「利用目的の達成のために関連性であるとか比例性」（2頁）との記述があるが、OECD 8原則第2原則前段の「関連性」（relevancy）は、比例性（proportionality）とは別の概念であることに留意が必要である。

また、「例えば、第三者提供規律をよりフラットな比例原則に服させることも考えられないか。他方、日本法では黙示の同意、包括的同意、推定的同意も含め、同意の形式が幅広く認められており、第三者提供規律の柔軟化（事実上の比例原則の部分的採用）が図られている点にも留意が必要。」（5頁）との記載があるが、その方向性には反対である。

第三者提供規律の柔軟化は、前記1.1節、1.2節で述べたように、目的内提供の制限が過剰であること、統計量への集計に際して第三者提供の制限が過剰であること、それぞれを解消する方法で解決すべきであり、その際には、利用目的拘束と基本原則の導入が前提である。こちらの方向性では、同意は原則違反の場合の特例であって、厳格な同意を求めるべきであり、黙示の同意、包括的同意、推定的同意に頼らない規律を目指すべきであり、その場合には比例性で対処する必要はない。

## ● 比例性を持つ出すのは

- 取り扱うこと自体に侵害性を見出している？
- そうではなく
  - 侵害性のない処理は比例性を持ち出すまでもない
  - 侵害性のある処理（関連性のないデータによる決定）もそう
- 安全管理措置としての危険性最小化としてのみ理解可能

### 3.7. 山本意見について

有識者ヒアリングでの山本龍彦教授の意見<sup>58</sup>には、「プロファイリングやスコアリング（要配慮個人情報の生成）」（1頁）との記述、「要配慮個人情報を推知する場合（要配慮プロファイリング）は、個人情報保護法第20条2項の「取得」に当たるとの解釈」（4頁）との記載があるが、プロファイリングやスコアリングで問題とすべきは、そうした方法による個人に対する「評価・決定」であって、「生成」ではない。生成はするが評価・決定に用いない場合（統計量に集計する場合）は問題とすべきではないので、この違いは重要である。また、プロファイリングやスコアリングで問題とすべきは、評価・決定の目的に照らして「関連性のない」データ項目による評価・決定のすべてであって、要配慮個人情報に相当するものに限るべきでない。

## ● 差別のリスクと要配慮個人情報の関係

- 要配慮個人情報に列挙された種類だけでなく、すべての種類のデータ項目が（決定の目的に対して関連性がない場合に）差別になる。（OECD1980、ドイツ1983国勢調査判決）
- また逆に、決定の目的に対して関連性のあるデータ項目は、それが要配慮個人情報であっても、問題ない。
  - 例：治療における病歴の使用、障害者サポートにおける障害事実の使用、日本版DBSでの犯歴の使用等

### 3.8. 森意見について

有識者ヒアリングでの森亮二弁護士の見解<sup>59</sup>では、「プライバシーの重視」が主張され、「「権利利益」の中心は、プライバシーであり、本法の目的の一つはプライバシー侵害の防止。」（2頁）と指摘されているが、OECDガイドラインはその表題とは裏腹にプライバシー保護というよりはデータ保護を実現するものであること<sup>60</sup>に留意が必要である。プライバシーは「権利利益」の一部ではあるが、その中心的なものとは言えない（前記1.1節、2.1節）。

また、「裁判所の長年の判断の積み重ねと離れて「権利利益」を考えることは、独善に陥る恐れがある。」とも指摘されているが、EU法も、判例に基づいて形成されてきたわけではなく、その立法趣旨はこれから判例で確認されていく状況にあることに留意が必要である。

## ● これは真逆の方向性

- 判例というが、データに関する判例は（ほぼ）ない。
  - あるのは、早稲田大学江沢民講演会名簿提供事件、住基ネット訴訟、マイナンバー訴訟だけ
- 個人情報委員会の「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」を参照しているが
  - 顔認識カメラについて肖像権などの判例を当てはめるのはお門違い（何が問題かが異なる）

## ● 佐藤意見について

- 「データ類型は現在の技術に適合しているのか」との指摘
  - 「現在、全文検索や画像判定技術の進歩により、「体系的に構成」されていないデータであっても、検索可能であることは多い」
  - 「「個人情報データベース等」の定義を「体系的に構成」から検索可能性に基づくものに変更すべき」
- というが、
  - 「体系的に構成」は検索を可能にするための意ではない → 連載論文(3)
  - 「体系的」であることを要求しているのはEU法も同じ
    - processing (処理) とは、データに対する操作の体系的な実施のこと (ISO 2382-1:1974)
  - 体系的な実施であるからこそ生じ得る問題に対処しようとするもの
  - 個人情報「ファイル」(民間部門では「データベース等」)に限定しているのは、古いと言えるかもしれないが、
    - 欧州評議会108号条約(1980年採択)はfile概念を用いていたが、EUはデータ保護指令で(当初fileを対象にしていたが反対され)processing of personal data wholly or partly by automated means(個人データの自動処理)に置き換えた(108号条約も近年それに合わせて改正)
    - しかし、解釈上は同じものを指していると言える → 連載論文(8)